

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟

貸付事務手続要領

昭和 63 年 1 月 25 日 制 定

第 1 総 則

1 目 的

この要領は、この連盟が貸付規程（以下、「規程」という。）に基づいて運用する貸付の事務手続きを定め、その適正かつ円滑化をはかることを目的とする。

2 貸付先

貸付先は、この連盟の正会員とする。

3 貸付金の種類・形式

- (1) 貸付金の種類は、短期貸付金、長期貸付金の二種類とし、その形式は、短期貸付金を手形貸付金・長期貸付金を証書貸付金とする。
- (2) 手形貸付金は、1年以内の短期資金を対象に、その貸付の証拠及び回収の確保手段として、借受人を振出人、この連盟を受取人とする約束手形を提出させて行う貸付をいう。
- (3) 証書貸付金は、1年を超える長期資金を対象に金銭消費貸借契約とし、その証拠として、金銭消費貸借契約証書を提出させて行う貸付をいう。

4 貸付限度額

一借受人に対する貸付金の最高限度額は、貸付種類・形式ごとに貸付累積額（既貸付残高＋新規貸付額）とし、規程に定める額とする。

5 貸付先の意志能力確認

貸付にあたっては、借受人及び連帯保証人の意志能力を申込書・金銭消費貸借契約証書・確約書の自署捺印により確認するものとする。

第 2 貸付の手順

6 貸付の手順

貸付の手順は、次によるものとする。

ア 借入申込書の受付・審査

イ 手形・証書等の徴求（借入申込書の受付と同時徴求）

ウ 貸付決定

エ 貸付実行

オ 証書等の保管

7 借入申込書の受付

借入申込書を受付たときは、受付スタンプを押印し、規程別表に定める関係書類の添付の有無について確認しなければならない。

8 審査

(1) 審査は、次により確実に行うものとする。

ア 借入申込者及び連帯保証人の自署捺印を検証する。

イ 資金の使途・資金規模・資金の必要性を検証する。

ウ 貸付限度及び保証限度の適否について検証する。

エ 貸付形式・貸付金額・貸付予定日・利率・償還方法及び償還期限・利息徴求方法及び利払日について検証する。

オ 添付書類の記載事項及び内容について、その適否を検証する。

カ 退職金代理受領委任状の徴求適否について検証する。

キ 貸付条件の追加の有無について検討する。

(2) 教育資金の使途確認審査は、次によるものとする。

教育資金 — 借受人及び子弟の就学とし、高校・高専・短大（相当学校を含む）・大学とする。

9 証書等の徴求及び検証

(1) 約束手形・金銭消費貸借契約証書は、借入申込書の受付と同時に徴求するものとする。

(2) 証書等の検証は、次により行うものとする。

ア 証書等の記載事項及び内容について脱落・誤記の有無を検証する。

イ 借受人・連帯保証人の自署（筆跡）及び捺印について点検する。

ウ 退職金代理受領委任状・担保及び添付すべき書類等の存在を検証す

る。

10 貸付決定

- (1) 貸付可否の決定は、貸付審査・証書等の検証を了したのち、職制規程に定める権限者が決定する。
- (2) 債権保全上必要と認めるときは、貸付条件を追加することができる。
- (3) 貸付決定後において、借入申込者及び事業主に対し、貸付決定及び月次償還額を通知するものとする。

11 貸付実行

- (1) 貸付実行は、貸付条件の完全履行を確認したのちに行うものとし、未了の場合は、貸付を留保するものとする。
- (2) 貸付担当者は、貸付金伝票を起票し、証書等に関係書類を添えて責任者の検印・決裁を受けて貸付実行するものとする。
- (3) 貸付金は、原則として正会員の指定した正会員本人口座に振替送金する。ただし、特別の事情があるときは、当該事業主の口座に振替送金することができるものとする。なお、振替送金より合理的な場合は、現金とすることができる。

12 証書等の保管

- (1) 約束手形・金銭消費貸借契約証書は、分会毎にとりまとめ金庫へ厳重に保管しなければならない。
- (2) 退職金代理受領委任状・担保及び添付書類は、分会毎にとりまとめ金庫へ厳重に保管しなければならない。

13 連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、原則として借受人の標準給与月額と同等以上の正会員とし、同一家族会員は除外する。
- (2) 連帯保証人の債務保証限度額は、当初貸付債務保証額の 600 万円以下とする。
- (3) 証書貸付金を借入しようとする正会員は、次の算式から求められる金額に対し、第 1 条又は第 2 条の連帯保証人を付するものとする。ただし、第 1 条又は第 2 条の連帯保証人以上を付することは妨げない。

〈算 式〉

(新規借入額+既借入残高) 一当該正会員の前年度末正会員積立金残高

ア 当該正会員の前年度末正会員積立金残高の範囲内のときは、無保証人とする。

イ 当該正会員の前年度末正会員積立金残高の範囲を超えるときは、その超える額を基準として、次の区分により連帯保証人を付するものとする。ただし、その超える額が新規借入額を超えるときは、新規借入額を基準とする。

200万円未満 連帯保証人 1名

200万円以上 // 2名

(4) 手形貸付金を借入しようとする正会員は、連帯保証人を1名付するものとする。

14 退職金代理受領委任状の徴求

(1) 貸付額が、貸付限度額に達したもの及び償還完了前に定年期日が到来する貸付金は、退職金代理受領委任状(様式No.15-1及びNo.16)を徴求しなければならない。

(2) 借受人が所属団体の常勤役員の場合、貸付限度額に達したもの及び償還完了前に任期満了が到来する貸付金は、常勤役員退任共済金代理受領委任状(様式No.15-2)を徴求しなければならない。

15 書替継続

(1) 証書貸付金は、書替継続することができる。ただし、新規申込の使用目的が教育資金(据置)及び災害資金の場合、既貸付金の書替継続はできない。

(2) 手形貸付金の書替継続は1回とし、以後の書替は証書貸付とする。

(3) 貸付金の書替継続は、新規貸付同様の手続きを経て行うものとする。

(4) 新証書等の右側上欄に書替継続貸付及びその回数を表示するものとする。

(5) 旧証書等の右側下欄に書替による償還済印を押印して、借受人に返却するものとする。

(6) 貸付金の書替継続の日は、当該貸付金の償還日とする。

第3 貸付金の管理

16 証書等の保管管理

(1) 貸付実行の後、手形・金銭消費貸借契約証書等の債権書類及び関係書類は、原則として次により分類し、ファイル保管する。

ア 約束手形・金銭消費貸借契約証書は、分会別・会員別・会員毎の償還期限別にファイル保管する。

イ 退職金代理受領委任状は、分会別・会員別にファイル保管する。

ウ その他の関係書類は、約束手形及び金銭消費貸借契約証書にホチキスで綴じ込め保管する。

(2) 保管庫の鍵は、所管責任者が保管する。

17 届出事項の変更

借受人及び連帯保証人から、住所・氏名・印鑑等その他届出事項の変更の申し出があったときは、次の書類を徴求し変更事項を確認のうえ、関係書類と一括して保管する。

1 変更届 (様式No.17)

18 貸出先の変動

(1) 借受人が、死亡・退職・脱退・除名の場合は、貸付は将来に向かって解約されたものとし、債権を確定させ、次により処理するものとする。

ア 死亡の場合は、相続人を確認し相続人及び連帯保証人に対し、即刻債務弁済を求める。

イ 退職・脱退・除名の場合は、借受人及び連帯保証人に対し、即刻債務弁済を求める。

(2) 相続人・借受人・連帯保証人に対し、債務弁済を求めると同時に、借受人の退職金代理受領委任状の行使手続きを行い回収するものとする。

19 連帯保証人の異動

連帯保証人を異動する場合は、第13節の規定により、次の処理を行うものとする。ただし、第13節第3条の算式による新規借入額は、連帯保証人が異動する時点での借受人現在残高に読み替えるものとする。

ア 追加の場合

連帯保証人の死亡及びその他の事由により連帯保証人を追加する場合は、第13節の規定により借受人及び新連帯保証人から、「連帯保証加入証書」(様式No.19)の提出を求めると共に、借受人及び残存する他の連帯保証人から、「連帯保証人(又は変更)に関する同意書」(様式No.21)の提出を求めるものとする。

イ 変更の場合

連帯保証人の退職・脱退・除名及びその他の事由により連帯保証人を変更する場合は、借受人及び保証を辞退する連帯保証人から「連帯保証人脱退願書」(様式No.20)の提出を求める(保証を辞退する連帯保証人が既に退職している場合は、借受人からの提出を求める)と共に、借受人及び新連帯保証人から、「連帯保証加入証書」(様式No.19)並びに借受人及び残存する他の連帯保証人から「連帯保証人(又は変更)に関する同意書」(様式No.21)の提出を求めるものとする。

第4 回収

20 告知

債務者に対する償還期日及び償還額の告知は、規程第9条及び確約書の約定に基づき、借受人の所属事業主及び分会長を経由して、書面により原則として償還期日の1週間前までに行うものとする。

21 通常の回収

貸付金が償還期日に弁済された場合には、次により処理するものとする。

ア 入金伝票を責任者に提出し、検印決裁を受けるものとする。

イ 貸付金の全額について弁済があった場合は、金銭消費貸借契約証書及び約束手形に償還済印を押印し借受人に返戻する。

22 繰上償還

(1) 弁済期限前の一部繰上償還については、償還期限を短縮するものについて1回のみ受付るものとし、次により処理するものとする。

ア 一部繰上償還金を収納したのち、収納日以降の新たな償還計画書を作成するものとする。

イ 前号の新償還計画書を責任者に提出し、検印を受けたのち借受人に交付し、次回から新償還計画書により回収するものとする。

(2) 弁済期限前に全額の繰り上げ弁済を受けた場合は、第 22 節の規定により処理するものとする。

23 督促

期日に弁済がない場合は、次により督促を行うものとする。

ア 借受人に電話若しくは面接して、弁済を督促する。

イ 連帯保証人に対し弁済を促す協力を電話若しくは面接により要請する。

ウ 前号の手続きを経て、期日を 1 週間経過しても弁済がない場合は、借受人に対して督促状(様式No.22)を発送する。

エ 前号の督促状を発送後 2 週間経過しても弁済がない場合は、借受人及び連帯保証人に対して督促状(様式No.23 及びNo.24)を発送する。

オ 前号の督促状を発送後 2 週間経過してもなお弁済がない場合は、借受人及び連帯保証人に対して督促状(様式No.25 及びNo.26)を発送する。

カ 督促状は、督促回数を重ねるごとに、その内容を除々に強めるものとする。

24 期限の利益の喪失

借受人の信用状態が悪化した場合、又は元利金の一部でも期限に弁済しない場合等、最終期限を待たずに回収の必要があるときは、稟議決裁を得て、期限の利益喪失手続きを次により行うものとする。

ア 金銭消費貸借契約証書特約条項第 3 条の期限の利益喪失事由を記載し、借受人に対し期限の利益喪失通知(様式No.27)を配達証明付内容証明郵便で行う。

イ 連帯保証人に対しても同様の期限の利益喪失通知を行う。

25 延滞調書の作成

延滞貸付がある場合は、四半期ごとに延滞調書(様式No.28)を作成し、責任者に報告するものとする。

26 交渉可能債権の回収

延滞債権の回収にあたっては、借受人・連帯保証人・家族・その他関係者

と極力交渉を重ね、代位弁済債務引受若しくは弁済期の延期等により回収をはかるものとする。

27 代位弁済による回収

借受人以外の者から弁済を受けた場合は、次により処理するものとする。

ア 貸付金全額について代位弁済を受けた場合は、弁済額について領収証（様式No.29）を交付すると共に、手形・金銭消費貸借契約証等の債権書類を弁済者に交付する。

イ 貸付金の一部について代位弁済があった場合は、弁済額について領収証（様式No.30）を弁済者に交付する。なお、手形については、一部代位弁済があった旨の付箋を手形に、証書にあってはその旨の奥書（様式No.31）を証書に貼付する。

ウ 法定代位者（連帯保証人）以外の者から弁済を受ける場合は、事前に借受人から弁済することについて承諾書（様式No.32）を提出させる。

28 債務引受による回収

借受人に弁済の資力がなく第三者から債務引受の申し出を受けた場合は、稟議決裁のうえ、次により取り扱うものとする。

ア 借受人及び引受人重疊的債務引受契約（様式No.33）を締結する。

イ 債務引受に伴う弁済期の延期等は、第30節に準じて処理する。

29 弁済期の延期

(1) 借受人から約定弁済期限の延期の申し出を受けた場合は、新規貸出に準じて審査を行うと共に、借受人・連帯保証人の直近の状況を検討し、相当の期間的余裕を与えれば弁済が期待できると判断された場合は、稟議決裁を得たうえで期限延長を行うことができる。

(2) 借受人・連帯保証人・その他関係者全員から、約定弁済期延長に関する金銭消費貸借契約変更証書（様式No.34）を提出させるものとする。

(3) 約定弁済期限の延長に際し、貸付金の担保等を吟味検討し、必要に応じ担保又は連帯保証人の追加を行うものとする。

30 交渉不能債権の回収

(1) 借受人・連帯保証人と交渉が整わず、債権について時効完成の恐れがある場合は、稟議決裁を得たうえで、次により時効中断の手続を行うものとする。

る。

ア 承認による時効中断手続

借受人から債務承認書（様式No.35）を徴求する。

イ 催告による時効中断手続

借受人に対し、配達証明付内容証明郵便により督促状（催告書）を送達する。ただし、催告後6か月以内に裁判上の請求又は、差押・仮差押・仮処分等の時効中断手続をとるものとする。

ウ 差押・仮差押・仮処分による時効中断の手続

債務者・保証人の財産に対し、差押・仮差押・仮処分の手続を行うものとする。ただし、連帯保証人の財産のみに差押・仮差押・仮処分の手続を行った場合は、その旨を借受人へ通知をしないと時効中断の効力を生じないので、借受人へ通知しなければならない。

エ 裁判上の請求による時効中断の手続

債務者に対し、訴の提起・支払命令の申立その他裁判上の手続を行うものとする。

(2) 時効中断の手続は、時効完成予定日から少なくとも6か月以前に行うものとする。

31 相殺による回収

借受人がその所属団体を退職した場合、この連盟が借受人に対し正会員積立金の債務を負担している場合は、次により相殺を行うものとする。

ア 自働債権及び受働債権の把握

次に掲げるものの中から、自働債権及び受働債権を完全に抽出し、それぞれの総額を算出する。

(ア) 自働債権

a 手形貸付金・証書貸付金の元本・利息・損害金

(イ) 受働債権

a 正会員積立金

b 給付金その他債務

イ 相殺の事務手続

(ア) 相殺により自働債権全額を消滅させるに足りない場合は、回収困難

な債権から順に充てるものとする。

ウ 相殺実行後、受働債権の債権者に対し、配達証明付内容証明郵便により相殺通知（様式No.36）を送付する。なお、受働債権に差押等がなされている場合は、差押権者等にも相殺通知を送付する。

第 5 罰 則

32 罰則の発動

規程・契約・約定等に違反して、弁済期限 2 か月を経過し、なお不履行の場合は、第 24 節第 5 号の規定の適用に至ったのちに規程第 19 条及び第 20 条を発動することができるものとする。

第 6 改 廃

33 要領の改廃

この要領の改廃は、理事長が行うものとする。

附 則（昭和 63 年 1 月 25 日制定）

この要領は、昭和 63 年 1 月 25 日より施行する。

附 則（平成元年 1 月 10 日一部改正）

この要領は、昭和 64 年 1 月 1 日より施行する。

附 則（平成元年 7 月 10 日一部改正）

この要領は、平成元年 8 月 1 日より施行する。

附 則（平成 3 年 6 月 20 日一部改正）

この要領は、平成 3 年 6 月 1 日より施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 30 日一部改正）

この要領は、平成 7 年 8 月 1 日より施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 13 日一部改正）

この要領は、平成 13 年 12 月 26 日より施行する。

附 則（平成 16 年 9 月 22 日一部改正）

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 29 日一部改正）

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 13 日改正）

この要領は、一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟の設立登記の日（平成 25 年 12 月 2 日）から施行する。ただし、施行日以前の貸付金の回収及びこれらに附帯する業務について同要領を適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。